

141 討論会彙報

〔「法学新報」第一一六号 明治三十三年十一月二十日〕

○討論会彙報

九月の末早稲田の専門学校に法律科討論会の催ふしあり先月は三崎町の日本法律学校、駿河台の明治法律学校に同一の会を開く新学期早々の事なれば何れも気の抜けたる様子なり我等も亦た其の問題を逸したり本月に入りては日甚だ短く天又た寒し会の盛ならざること固より怪むに足らず

東京帝国大学法科 積極主論者岡田小疇消極主論者富井、溝淵の顔ぶれにて十七日午後一時より論戦を啓きたる筈、法学協会雑誌の広告にて知らる、其題文は左の如し

狂者刀を振ひ人を追ふ父兄其の傍に在り被難者已に恨ある者なるを見て其儘棄て置きたる為め遂に之を殺せり父兄は刑法上罰すべきものなるや

明治法律学校 二十四日午後六時より校友、学生を交えて討論会を開く問題は

風下、にありたる家屋の所有者甲火の其家に及ふを防かんか為め隣家を破壊さるゝを嫌ひ之れに抵抗して遂に甲を致死せしめたり右乙者の処分如何

と云ふ岡田講師の出題と銘打ちたり法理問題と云ふよりは事実

問題の方に傾けるより考ふれば法科大学のも亦た岡田氏の出題にはあらざる耶、若しも果して氏の出題とせば氏の何処かにて為したる不行犯に関する講演と相関聯するものにはあらざる耶、

我東京法学院討論会は六月以来其の声を聞かざりしが本月十八日午後一時第七回を開けり状況は別に報ずる人あらん（法学院生徒某報）